

## 授業料などについて

### ◇ 授業料及び通信制受講料の高等学校等就学支援金制度

高等学校等就学支援金制度は、全ての高校生などが安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料および通信制受講料（以下「授業料など」という。）に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。

法律により、平成 26 年 4 月入学生から就学支援金の受給資格を得るためには申請が必要となり、「(市町村民税課税標準額) × 6% - (市町村民税調整控除の額)」が 30 万 4,200 円（年収 910 万円程度）未満の世帯の生徒には、「就学支援金」が授業料などに充てられ、結果、授業料などの納付が不要（私立については軽減）となります。

### 申請・届出手続

- ・ 1 年 生 → 1 回目 4 月入学時（申請 + 個人番号カードの写しなど又は前年度の課税証明書など）  
2 回目 7 月（届出 + 当該年度の課税証明書など）
- ・ 2 年生以降 → 毎 年 7 月（届出 + 当該年度の課税証明書など）

※ 申請・届出については、令和 3 年度からオンライン上での手続きとなっています。

※ 1 回目（4 月入学時）の申請において個人番号カードの写しを提出する場合、以降の手続きは基本的に不要となります。

### 就学支援金の対象者

- ・ 高等学校などを卒業、修了していない生徒
  - ・ 高等学校などに在学している期間が通算して 36 月（定時制については 48 月、通信制課程については 48 月かつ履修単位 74 単位）を超えていない生徒
  - ・ 保護者などの「(市町村民税課税標準額) × 6% - (市町村民税調整控除の額)」が 30 万 4,200 円（年収 910 万円程度）未満の世帯の生徒
- ※ 専攻科の生徒は、高等学校等就学支援金制度の対象外となりますが、高等学校等専攻科修学支援金制度の対象となる場合があるので、学校の事務室などにお問い合わせください。
- ※ 収入要件を満たさない場合でも、やむを得ない理由によって家計が急変した場合、高等学校等就学支援金家計急変支援制度の対象となる場合があるので、学校の事務室などにお問い合わせください。

### 就学支援金の額

#### [公立]

- ・ 全日制 → 月額 9,900 円
- ・ 定時制 → 月額 2,700 円
- ・ 通信制 → 1 単位につき 190 円

#### [私立]

- ・ 全日制 → 月額 9,900 円～33,000 円
- ・ 通信制 → 1 単位につき 4,812 円～12,030 円

制度対象外となり、就学支援金が支給されない場合は、次の授業料等を納入していただくことになります。

#### [公立]

- ・ 全日制 → 年額 118,800 円（月額 9,900 円）
- ・ 定時制 → 年額 32,400 円（月額 2,700 円）
- ・ 通信制 → 1 単位につき 190 円

#### [私立]

- ・ 私立高校の場合、各高校で授業料が異なります。

※ 私立高校の場合、「(市町村民税課税標準額) × 6% - (市町村民税調整控除の額)」に応じて就学支援金が支給されます。

### 注 意 事 項

- ・ 就学支援金制度は、平成 26 年度入学生から対象となります。
- ・ 就学支援金は、授業料などに充てるものであり、申請者（生徒や保護者）に直接支給するものではありません。
- ・ 教科書代や P T A 会費などの学校徴収金については、就学支援金の対象とはなりません。

◇ 詳しいことは、入学した学校にお問い合わせください。

# 高校生等奨学給付金について

## ◇ 高校生等奨学給付金制度

全ての高校生などが安心して教育を受けられるように、授業料以外の教育費\*負担を軽減するため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯を対象に、公立高等学校生徒等奨学給付金及び公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金を給付しています。(返済は不要。)

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費などのことです。

## 申請方法など

- ・ 県内の高校に進学した場合 → 進学先の学校に、申請書などの必要書類を学校が指定する期日までに提出してください。
- ・ 県外の高校に進学した場合 → 県教育委員会教育企画室に、申請書などの必要書類を9月下旬\*までに直接郵送してください。

※ あらかじめ、提出期限を確認してください。

## 支給要件

基準日（7月1日）現在、次のすべての要件を満たすこと

- ・ 生徒が公立の高等学校など（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1年～3年）、専修学校高等課程、高等学校専攻科、中等教育学校専攻科など）に在学していること。（特別支援学校高等部の生徒を除く）
- ・ 保護者（親権者）が岩手県内に居住していること。（注意事項をご覧ください）
- ・ 児童福祉法による見学旅行費または特別育成費が措置されていないこと。
- ・ 保護者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が0円（非課税）である世帯または生活保護受給世帯であること。

## 生徒1人あたりの支給額

対象者		国公立 (年額)	(参考) 私立 (年額)
生活保護受給世帯の高校生など	全日制・定時制・通信制の課程	32,300円	52,600円
非課税世帯の高校生など	全日制・定時制・の課程	第1子の高校生など	117,100円
		第2子以降の高校生など	143,700円
	通信制の課程	50,500円	52,100円
専攻科生徒（生活保護受給世帯・非課税世帯）		50,500円	52,100円

※ 支給が決定された場合、届出の口座に振り込まれます。（10月下旬頃）

## 注意事項

- ・ 生徒が県内の高校などに進学しても、保護者などが県外に住所を有している場合は、保護者が居住する都道府県に申請することになります。
- ・ 事実と異なる申請を行い、給付を受けた場合は全額返還となります。

◇ 詳しいことは、入学した学校にお問い合わせください。

## 奨学金制度について

### ◇ 岩手育英奨学会

保護者が岩手県内に住所を有し、高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程）に入学（進学）した、優れた生徒で経済的理由により修学に困難がある方に、修学に要する費用の一部をお貸しします。応募資格によって、4つのタイプに分けられます。

### 申込みと手続

すべて学校を通じて行いますので、学校に申し込んでください。

### 採用種類と貸与金額(月額)

#### [タイプA] (無利息)

区分	採用種類	募集人員	募集時期
予約	中学校3年生に在学し、翌年度に高等学校または専修学校（高等課程）に進学を希望する人を対象とした制度	200人程度	9月
在学	高等学校または専修学校（高等課程）に在学している人を対象とした制度	500人程度	4月
緊急	高等学校または専修学校（高等課程）に在学し、概ね1年以内に家計が急変したため奨学金を希望する人を対象とした制度	若干名	7月から

区分	国公立		私立		備考
	自宅通学者	自宅外通学者	自宅通学者	自宅外通学者	
予約	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円	
在学	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円	
緊急	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円	

#### [タイプB] (無利息)

区分	採用種類	募集人員	募集時期
予約	中学校3年生に在学し、翌年度に県内の高等学校全日制課程に進学を希望する人を対象とした制度	200人程度	9月

区分	貸与額(国公立・私立共通)		備考
予約	月額	15,000円、20,000円、25,000円、30,000円、35,000円	5タイプから選択
	入学一時金	なし、50,000円、100,000円、150,000円、200,000円	5タイプから選択

[タイプC] (無利息) 震災特例奨学金

区分	採用種類	募集人員	募集時期
在学	東日本大震災津波などにより被災*し、高等学校または専修学校(高等課程)に在学している人を対象とした制度。 [ ※ 次のいずれかに該当する者 ] ・ 家計支持者の居住する家屋の全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼 ・ 家計支持者の死亡・行方不明 ・ 家計支持者の勤務先などが被災したことにより家計が急変し、継続している場合 (収入が3分の2程度に減少)	該当者すべて	6月から

区分	国公立		私立		備考
	自宅通学者	自宅外通学者	自宅通学者	自宅外通学者	
在学	18,000円	23,000円	30,000円	35,000円	

[タイプD] (無利息) 大学等進学支援

区分	採用種類	募集人員	募集時期
在学	岩手県内の高等学校等の2年生に在学している低所得者世帯(生活保護世帯を含む)であり、大学等*への進学を希望する人を対象とした制度。 [ ※ 対象となる大学等の区分 ] ・ 大学・短期大学 ・ 高等専門学校(進学に試験等を要する場合) ・ 専修学校・各種学校	170人	9月

区分	貸与額(国公立・私立共通)	備考
在学	150,000円	

貸与期間

タイプ	区分	貸与期間
A	予約	入学した年の4月から卒業するまでの正規の修業期間
	在学	採用した年の4月から卒業するまでの正規の修業期間
	緊急	緊急採用事由が発生した月から卒業するまでの正規の修業期間
B	予約	入学した年の4月から卒業するまでの正規の修業期間
C	在学	採用した年の4月から翌年の3月(年度末)まで
D	在学	高等学校等2学年時の3月期(一括)

## 返 還

- ・ 貸与総額により返還期限（最大 14 年以内）が決められており、原則は、「月賦払」となりますが、「月賦払と半年賦払との併用」による返還方法とすることもできます。
- ・ 返還を怠った場合は、延滞利息が発生します。
- ・ タイプCでは、高等学校等卒業後の向こう 1 年間の収入見込額が一定額<sup>※1</sup>に満たない場合、願い出により返還が免除されます。
- ・ タイプDでは、最大 5 年以内に返還する必要があります。ただし、下記区分<sup>※2</sup>に該当し、申請があった場合は審査により返還が免除されます。  
ただし、高等学校または専修学校高等課程を中途退学した場合は、返還は免除されません。
- ・ いずれの奨学金も、貸与終了（通常は高等学校など卒業）後、6 か月の返還の据え置き期間があります。

### [ ※1 タイプCの返還免除基準収入額]

最終卒業学校	返還免除基準収入額
高等学校など	330 万円
短大など	380 万円
大学など	420 万円

### [ ※2 タイプDの返還免除基準区分]

区分		免除の条件
大学 進学	県内	入学したことの確認をもって免除とする
	県外	
短期大学、高等専門学校又は各種学校に 進学 (県内外の区分なし)		卒業後、一定期間県内企業・団体等に就職したことの確認をもって免除とする。

◇ 詳しいことは、公益財団法人 岩手育英奨学会のホームページで確認してください。  
アドレス <http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/>

◇ 岩手県が行っている他にも、市町村や民間団体が行っている様々な奨学金制度があります。

## いわての学び希望基金奨学金について

### ◇ いわての学び希望基金奨学金給付事業

岩手県で東日本大震災津波に被災し、親を失った児童・生徒および学生（県外に転居した者を含む）が給付型奨学金を受けられます。

### 対 象 者

東日本大震災津波に被災し、親を亡くした、または親が行方不明となった子どもで、**学校に在籍する児童、生徒などを対象**としています。

### 申 請 方 法

前年も受給されている方が継続して給付を受けるためには、毎年4月中に、現況報告書を学校に提出してください。

### 給 付 金 額

4ヵ月分を7月、11月、3月に給付する**定期金**と、高等学校を卒業した時に給付する**一時金**があります。

種 類	給付金額
定期金（月額）	50,000 円
高校卒業一時金	(自 宅) 300,000 円 (自宅外) 600,000 円

### ◇ 詳しいことは、岩手県教育委員会のホームページで確認してください。

アドレス <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/koho/1006260/1006262.html>

※ ページの場所：岩手県ホームページのトップページ > 教育・文化 > 教育 > 教育一般 > 広報・お知らせ > いわての学び希望基金奨学金等の御案内 > いわての学び希望基金奨学金の給付について

